

船舶事故調査報告書

令和4年3月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	同乗者負傷
発生日時	令和3年7月22日 15時00分ごろ
発生場所	滋賀県大津市南小松東方沖 大堂四等三角点から真方位131°900m付近 (概位 北緯35°14.4′ 東経135°57.8′)
事故の概要	水上オートバイNORIKUN号は、遊走中、同乗者が水面に落下して負傷した。
事故調査の経過	令和3年8月2日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	水上オートバイ NORIKUN号、0.1トン
船舶番号、船舶所有者等	253-34612滋賀、有限会社マリクラブ
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定 同乗者
負傷者	重傷 1人（同乗者）
損傷	本船 なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 2、視界 良好 水象：湖上 平穏
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、前部座席に腰掛け、同乗者1人を後部座席に乗せて遊走中、増速を続けた際、同乗者が本船後方の水面に落下し、頸部を水面に打ちつけて頸椎損傷を負った。 同乗者は、座席の周囲に設置されたグリップハンドルにつかまっていたものの、本船が増速するにつれて体が後方に引っ張られるようになり、グリップハンドルを持ち続けることが困難となって、手が離れて本船後方の水面に落下した。 船長及び同乗者は、救命胴衣を着用していた。
分析	本船は、大津市南小松東方沖を遊走中、船長が増速を続けたことから、同乗者が、体が後方に引っ張られるようになり、グリップハンドルを持ち続けることが困難となって、手が離れて本船後方の水面に落下し、頸部を水面に打ちつけて負傷したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が大津市南小松東方沖を遊走中、船長が増速を続けたため、同乗者が後方に落下し、頸部を水面に打ちつけたことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・水上オートバイの船長は、同乗者を乗せて航行する際、増速の前に同乗者に声をかけるとともに、同乗者が後方に落下するおそれ

	があるので、増速を続けることなく安全な速力で航行すること。
--	-------------------------------